別表第八その二（第八十八条関係）

国の所有に属する有機力支援船等に備え付ける書類

艦船等国籍証書

第　号

名　称	
船　質	
全　長	
最　大　幅	
喫　水	
排　水　量	
機関の種類及び数	
搭　載　人　員	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省

備考

一　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。

二　陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。

三　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。

四　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別表第八その二（第八十八条関係）

国の所有に属する有機力支援船等に備え付ける書類

艦船等国籍証書

第　号

名　称	
船　質	
全　長	
最　大　幅	
喫　水	
排　水　量	
機関の種類及び数	
搭　載　人　員	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省 印

備考

一　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。

二　陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。

三　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。

四　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。